

仕様書

	項目	内 容
1	件名	上越市廃棄物処理施設発電所（上越市クリーンセンター） 余剰電力（非バイオマス電力）売却
2	売却期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日 (2026年4月1日から2027年3月31日まで)
3	予定売電電力量	9,836,388kWh（非バイオマス電力） ※見込みであり、担保するものではない。
4	バイオマス比率	60% ※見込みであり、担保するものではない。
5	受給地点	新潟県上越市大字東中島2963番地所在の上越市廃棄物処理施設発電所（上越市クリーンセンター、以下、「本施設」という。）構内に上越市（以下、「本市」という。）が設置した開閉器の電源側接続点とする。
6	接続電力系統	東北電力ネットワーク株式会社
7	電気方式等	(1) 電気方式 : 交流3相3線式 (2) 定格周波数 : 50 Hz (3) 受電電圧 : 60,000 V (4) 受給最大電力 : 4,300 kW
8	発電設備	蒸気タービン発電設備（以下、「本設備」という。） (1) 形式 : 抽気復水タービン (2) 定格出力 : 6,290 kW (3) 燃料 : 一般廃棄物
9	認定発電設備	本設備は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条に規定される認定発電設備である。 (1) 設備の区分 : 一般廃棄物発電設備 (2) 調達期間 : 平成29年10月1日から 令和19年9月30日まで (3) 調達価格に係る補助金 : 該当なし
10	電力供給上の協力	(1) 電力受給契約書（以下、「契約書」という。）及び契約後に締結する運用申合書に基づいて電力受給を実施するものとする。 (2) 事故等による事前解列などによって電力受給の変更を余

		<p>儀なくされる場合には、発注者は受注者に対して速やかに電力受給の変更を行うものとする。</p> <p>(3) その他の詳細については、運用申合書の締結に当たって協議するものとする。</p>
11	バランスング グループの形成	<p>(1) 本施設の非バイオマス電力について、受注者は発電契約者として発電バランシンググループを形成し、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものとする。ただし、これによりがたい場合は、受注者の責任において受注者以外の事業者を発電契約者とする発電バランシンググループに本施設を加入させるものとする。</p>
12	その他	<p>(1) 非バイオマス分電力とは、本施設の全余剰電力のうち再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項第5号（その後の改正を含む）に定めるバイオマス電力を除いた電力であり、バイオマス電力量は送配電事業者から通知されるものとする。</p> <p>(2) 計量器から電力信号の採取が必要な場合は、受注者の責任において装置等の設置を行うものとする。また、信号採取及び信号送信装置等の運用において電源が必要な場合は、必要な装置すべての定格使用電力量の総計から当該月の使用電力量及び使用電力料金を算出し、売電電力量及び売電電力料金と合わせて報告すること。本市は、この報告を受けた後に電力料金と合わせて請求するものとする。なお、系統連系受電サービス料金（発電側課金）は、別途請求を受けて支払うものとする。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー電気特定卸供給を希望する場合、本市はこれを承諾するものとする。なお、この場合の手続きは再生可能エネルギー電気卸供給約款（令和4年4月12日実施：東北電力ネットワーク株式会社）に基づき、落札者の責任において行うものとする。</p> <p>(4) 非バイオマス電力に非化石価値は附属していないため、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）に基づく（非FIT非化石認定）電力量認定申請を希望する場合は、本市の承諾を得た後に行うものとする。また、手続きに当たって必要な場合は本市が保有するデータを提供するものとする。</p> <p>(5) 契約期間中に計量器及びVCTを交換する予定はない。</p> <p>(6) 定期点検は、10月中の実施を予定している。</p>